

宗教法人朗惺山本城寺墓地使用約款

第1条（目的）

1. 宗教法人朗惺山本城寺（以下、当山）の経営する墓地（以下、当墓地）は当山の檀信徒およびその縁故者の墳墓としての用に供するものとする。
2. 本約款は当墓地の管理及び使用の適正化を図ることを目的とする。

第2条（儀礼）

当墓地での埋葬、改葬などに関する儀式及び行事は当山の典礼儀礼により執り行うものとする。

第3条（使用資格）

当墓地は当山檀信徒に限り使用することが出来る。檀信徒とは、当山の教義を信仰し、葬祭を当山に委託し、当山の経費を負担する者をいう。

第4条（使用手続き）

1. 当墓地内の区画を使用する者は使用申請書を提出し、当山護持会に入会し、護持会費と墓地管理料を支払わなければならない。
2. 護持会費は当山護持会規約第10条第2項による。
3. 墓地管理料については使用区画面積に応じて別表の通り定める。
4. 永代供養を希望する者は永代供養申請時に永代供養料を納入しなければならない。

第5条（管理者）

当墓地の管理者は当山住職（代表役員）とする。

第6条（墓地管理料）

1. 墓地管理料は当墓地全体の事務管理や清掃、環境整備に使用するもので、毎年6月末までに護持会費と併せて納入するものとする。
2. 経済変動などの事由により、墓地管理料が不均衡になった場合、当山はその金額を変更できるものとする。

第7条（墳墓継承者の届け出）

当墓地区画使用者は、その使用权を継承する者（墳墓継承者）を相続人または親族の中から選出し、管理者の承認を得なければならない。その際、墳墓継承者と当墓地使用者の関係を示す書面（所定用紙あり）に住民票を添えて提出するものとする。

第 8 条 (使用権の譲渡)

当墓地区画の使用権を第三者に譲渡、転貸することを禁止する。

第 9 条 (住所などの変更届)

当墓地区画使用者が住所、氏名、連絡先などを変更した際は当山に届け出るものとする。

第 10 条 (墓石工事の承認)

使用区画の墓石工事を行う際は事前に管理者の承認を受けなければならない。

第 11 条 (墓石工事の制限)

墓石の高さは墓地地面から垂直距離で 2.0m 以内とする。

第 12 条 (墓地内における事故の責任)

当墓地内における事故について当山は一切の責任を負わないものとする。

第 13 条 (埋葬、改葬の手続き)

埋葬、改葬の際は所轄庁の発行する埋葬許可証(火葬許可証)などを当山に届けるものとする。

第 14 条 (死体埋葬の禁止)

公衆衛生上、当墓地に死体を埋葬することを禁止する。

第 15 条 (埋葬者の制限)

当墓地には使用者の親族および縁故者以外の者を収骨、埋蔵することは出来ない。ただし、当山の承諾を得た場合はこの限りではない。

第 16 条 (使用権の消滅)

以下の各号のいずれかに該当する場合、当墓地の使用権は消滅するものとする。

1. 使用者が死亡した日から換算して 3 年を経過しても祭祀を継承する者がいない場合
2. 使用者が行方不明となり、親族および縁故者から何の申し出もなく 7 年以上経過した場合

第 17 条 (使用権の解除)

以下の各号のいずれかに該当する場合、当山は当墓地の使用権を解除出来るもの

とする。

1. 護持会費・墓地管理料を3年以上滞納し、当山からの催促にも応じない場合
2. 使用者が当山から承諾を受けた目的以外に墓地を使用した場合
3. 使用者が当山に第三者に墓地使用权を譲渡、または転貸した場合
4. 他宗教に入信し、当山檀信徒としての信仰相続を行わないと認められる場合
5. その他、当山が相当と認めた場合

第18条（使用区画の返還）

1. 使用者が使用する墓地区画が不要になった場合や使用权が消滅した場合、解除された場合、使用者は使用区画を原状に復して当山に返還しなければならない。
2. 使用者が使用区画を原状に復さない場合、当山は当該区画の墓石を撤去または他に使用させることが出来るものとする。また、埋蔵されていた遺骨などを当墓地内の一定の場所に移設、改葬合祀出来るものとする。いずれの場合も費用は使用者の負担とする。

第19条（約款に定め無き事項）

本約款に定め無き事項については、法令の定めるところに従い、当山が判断する。

第20条（約款の改正）

墓地埋葬に関する法律等、現行法規が改正された場合、本約款もそれらに準ずるものとする。

第21条（その他）

本約款は責任役員会の議決を経て施行細則を定めることが出来る。

《別表》

墓地管理料は下記の通り定める。

1.0 坪以下	1,000 円
1.5 坪以下	1,500 円
2.0 坪以下	2,000 円
2.5 坪以下	2,500 円
3.0 坪以下	3,000 円
3.5 坪以下	3,500 円
4.0 坪以下	4,000 円
4.5 坪以下	4,500 円
5.0 坪以下	5,000 円
5.5 坪以下	5,500 円
6.0 坪以下	6,000 円

《附則》

本約款は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 4 月 25 日改正